決　　裁			受付	年　月　日
専務理事	事務局長	係　員		
			決裁	年　月　日
			支払日	年　月　日

出産育児一時金支給申請書（振込用）

被保険者　記号・番号	84－　　▪			
出 産 者 氏 名				
出産者の資格取得年月日	年　月　日			
出 生 児 氏 名 （※死産・流産・人工妊娠中絶の場合は、記載不要です。）		男・女	組合員との続柄	
出 産 年 月 日	年　月　日			
分 娩 の 種 類	生産　・　死産　（妊娠　　ヶ月　　週）			
申　請　額	円			

〇<u>組合員名義</u>の銀行・口座番号を記入してください。

振込先	金融機関名	銀　行 信用金庫 （　　）	支店名	本店 支店
	預金種類	1．普通　2．当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

上記のとおり申請します。

年　月　日			
住所（自宅）			
組合員氏名		TEL	

東京都弁護士国民健康保険組合

[K3]20250606

出産育児一時金の支給について

東京都弁護士国民健康保険組合（以下「弁護士国保」）に加入している方が出産したとき、出産児１人につき下記の出産育児一時金が支給されます。また、妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産でも支給されます。いずれの場合も、申請者は組合員となります。

ただし、被用者保険（健康保険、共済組合、船員保険等）の被保険者本人で1年以上加入された方が資格喪失後6か月以内に出産した場合は、それまで加入していた被用者保険から出産育児一時金の支給を受けることができます。その場合は弁護士国保から支給されません。

なお、出産育児一時金の申請は、出産または死産・流産した日の翌日から起算して2年間と定められています。この期間を経過すると時効となり、支給されませんのでご注意ください。

出産育児一時金　支給額　（出産児１人あたり）		
出　産　日	分娩機関が産科医療保障制度に加入していて、妊娠22週以上の場合	左記以外の場合
令和4年1月1日以降	420，000円	408，000円
令和5年4月1日以降	500，000円	488，000円

※「産科医療保障制度」とは、出産時に重度脳性麻痺等になった乳幼児に補償金が支払われる制度です。

出産育児一時金の支給方法	
（1）直接支払制度	医療機関等の窓口で保険証等（マイナ保険証、資格確認書等）で資格確認・手続きされることにより、出産育児一時金を弁護士国保が支払機関を経由して医療機関等へ支払います。
（2）受取代理制度	出産前に弁護士国保に受取代理の手続きを行うことで、出産後に出産育児一時金を弁護士国保から直接、受取代理者である医療機関等へ支払います。 厚生労働省に届け出ている医療機関のみが実施している制度です。 「国民健康保険組合出産育児一時金支給申請書（受取代理用）」に申請者および医療機関がご記入のうえ、弁護士国保にご提出ください。
（3）組合員への直接支払	（1）（2）の制度を利用されない場合は、組合員から弁護士国保に申請が必要になります。以下の必要書類を当組合にご提出ください。 【日本国内での出産の場合】 ①出産育児一時金支給申請書（振込用） ②「世帯全員」と記載がある住民票、または母子手帳の出生届済証明の写し （※死産・流産の場合は在胎日数等の記載がある死産等の証明書） ③「直接支払制度を利用しない旨を合意した文書」のコピー ④分娩費用の領収書または明細書（産科医療保制度加入の場合はそのスタンプが押印されたもの）
	【海外での出産の場合】 ①出産育児一時金支給申請書（振込用） ②出産した事実を証明する書類（医師の証明書等。日本語の翻訳を添付してください。） ③旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類（査証（ビザ）等）の写し（当該出産が渡航期間内に行われたものであることがわかるもの） ④現地の公的機関・医療機関等に対して調査を行うことの同意書（英語圏以外の国で出産した場合は、同意書（K3-2）とともに、現地の言語に翻訳したもの１通が必要です） 《出生児が海外に居住している場合など、組合員と同一世帯の住民登録がない場合》 ⑤出生児が居住していることがわかる現地の公的機関が発行する戸籍、住民票等（日本語の翻訳を添付してください）